

基本目標2 配偶者からの暴力を許さない意識の醸成

(1) 学校・家庭・地域での人権教育の推進

現状と課題

配偶者からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、家庭内で行われることが多く、外部から発見されにくいため潜在化しやすい傾向にあり、また、加害者に罪の意識が少ないといったことから、被害者の生命、心身に有害な影響を及ぼし、個人の尊厳を著しく侵害するものです。

子どもの面前で行われるDVは、児童虐待防止法において、児童虐待であると規定され、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。DVを防止するためには、DVが重大な人権侵害であるという認識を社会全体で共有し、暴力を許さない社会的意識の醸成が必要です。

また、近年ではDVのみでなく、児童虐待、いじめ等の増加、若い恋人間での暴力被害などが発生しています。県民一人ひとりが人権についての正しい知識や認識を持ち、暴力をはじめさまざまな人権問題に対して適切に対応することにより、DVなどの様々な暴力を容認しない社会づくりができるよう、学校をはじめ、家庭、地域等において人権教育を推進します。

具体的な取り組み

- 男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる社会づくりをめざし、子どもの発達段階に応じた人権教育の推進
- 就学前乳幼児に対し、人権を大切にする心を育てる保育の推進
家庭支援推進保育事業(「人権にかかる保育マニュアル」の活用)
- 家庭・学校・地域における人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育の推進
放課後子ども教室推進事業
地域ふれあい活動体験事業
人権教育推進指導者養成講座
人権教育資料の配付
- 中高生への啓発
スクールカウンセラー活用事業
教職員研修における周知啓発
啓発資料の配付
- DVに対して、適切に対処できるよう、人権意識を高めるとともに技能を育成する。
人権啓発に関する人材養成事業
- 規範意識を高める法教育事業
- 「女性に対する暴力をなくす運動」の実施
女と男が築く人権フォーラム
- 「人権週間」において「女性の地位を高めよう」を強調事項にした取り組み

(2)意識啓発・研修の充実

現 状 と 課 題

DVは、個人や家庭の問題と捉えられることが多く、社会的に十分な理解を得ていない状況にあるため、県民一人ひとりにDVに関する理解を深めるための啓発が必要です。

社会全体でDVについての正しい理解を深めるには、家庭、学校、地域等それぞれに、きめ細かい広報や啓発等を行うことが必要です。また、職務関係者に対しては、暴力防止に向けた取り組みを地域で推進できるよう、DV被害の実情や相談支援への知識と技術を深めるための研修を行うことが必要です。

また、DVが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識していない被害者もいることから、被害者が潜在化し深刻なDV被害に陥る前に、被害者自身や周囲の関係者がDVに気づくこと、理解を深めることができるよう啓発を行うことが必要です。

具体的な取り組み

- 暴力防止に関するフォーラムの開催や、啓発誌等による県民への啓発
女と男が築く人権フォーラム(再掲)
啓発資料の作成、配布(市町村、地区社協等)
ホームページの作成
- 外国人被害者等への多言語の啓発資料の作成、配布
- 広く県民が人権問題を身近に考える学習の機会となる、なら・ヒューマンフェスティバル等の開催
なら・ヒューマンフェスティバル
ふれあい人権ひろば開催事業
- 被害者を地域でサポートする支援者の養成
DV防止サポーター育成講座
- 民生児童委員に対する人権研修
- 高齢者虐待防止に関する研修
- 企業等事業主体に対する啓発
- 「人権週間」において「女性の地位を高めよう」を強調事項にした取り組み(再掲)

(3) 発見・通報体制の充実

現 状 と 課 題

DVは、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であるうえ、加害者からの報復や家庭の事情等の理由により、支援を求めることをためらうことも多いため、被害者を早期に発見するための情報を広く社会から求める必要があります。法においては、DV(身体に対する暴力に限る)被害者を発見した者は、被害者本人の意思を尊重したうえで、DVセンター又は警察官に通報するように努めることとされています。

身近な人や関係者、特にDV被害者を発見しやすい立場にある医師その他の医療関係者による通報が適切に行われるよう、DVについての理解と通報の必要性について、周知を図っていくことが必要です。

具体的な取り組み

- 暴力防止に関するフォーラムの開催や、啓発誌等による啓発(再掲)
女と男が築く人権フォーラム(再掲)
啓発資料の作成、配布(市町村、地区社協等)(再掲)
ホームページの作成
- DV発見・通報のための広報・啓発
啓発パンフレットの作成・研修会の実施
ホームページ等での周知
人権情報誌の発行
- 民生児童委員等福祉関係者への周知
- 医療関係者への周知
(社)県医師会、(社)県病院協会等が開催する研修会での啓発
県立医科大学及び県立病院における研修の実施